

■構造計算書偽装問題に関する緊急調査委員会
委員会での指摘事項に対する愛知県回答

- 1 中間検査や完了検査について機能していないのではないか。
- 2 住民からの検査要望の状況はどうなっているのか。
- 3 行政から見た民間機関について（検査体制、経営方針等）
- 4 住民対策の費用負担は地方自治体間で異なるようだが、現状はどうなっているのか。愛知県の状況を教えて欲しい。（耐震診断、家賃補助、改修補助等）
- 5 確認時に計算の数字だけ見て図面を見ていないのではないか。特に、曲げモーメント図を見ていないのではないか。
- 6 欠陥住宅の問題は、実は、構造の欠陥によるものがあるのではないか。
- 7 建築基準法上の1.0という数値は最低限守るべき数値であり、1.0以上が当たり前と思えるが、このことについてどう考えるか。
- 8 人生1度の買い物を検査・確認するに当たっての心構えを教えて欲しい。
今度のことは、何が原因で、誰に責任があるのか。被害を受けた住民への対応をどうするのか。従来の建築行政はこれでよかったのか。
- 9 今回出席の皆さんの改善策について提案してもらって、それをそれぞれが評価するようにすることが良いのではないか。

（対応）

愛知県の現在の対応策、それと建築確認制度を含め愛知県が考える今後の改善策を提示していただきます。また、委員会に出席された4者の改善策が揃いましたら、それぞれについて評価をいただきますのでよろしくお願いします。

1 中間検査や完了検査について機能していないのではないか。

完了検査は、構造部材が隠蔽された後となるため、構造的なチェックは不可能である。

中間検査では、配筋状況など構造部材の確認が目的だが、基本的には建築確認時の構造図との突き合わせにより実施される。このため、構造図が偽装のあった構造計算書に基づいて作成されていた場合、一般的な配筋とよほど異ならない限り、偽装を見抜くことは不可能である。

また、中間検査はその時期が定められているため、その工程での審査は可能であるが、その前後については検査を行っていないため、中間検査により建築物全体にわたる現場審査は不可能である。

2 住民からの検査要望の状況はどうなっているのか。

「住民」が偽装マンションの住民を指すのであれば、本県は該当しない。

一般県民からの要望ということであれば、社団法人愛知県建築士事務所協会において、11月22日から、愛知県においても、平成18年1月11日から、県内4箇所「構造専門家による建築構造相談」窓口を開設している。

3 行政から見た民間機関について（検査体制、経営方針等）

愛知県においては、現在、民間機関による確認件数が全体の8割を超えている現状から、民間機関無くしては建築確認はできない状況にある。

建築確認および検査を処理する機関として合理的な組織体制が構築されておれば、適確な審査が実施可能であると考ええる。

ただ、根本的なところで、利益追求と確認審査が両立するかは疑問な点もあり、指定機関への指導の問題、確認審査の範囲の問題など制度上の問題が、今後整理されることが前提であると考ええる。

- 4 住民対策の費用負担は地方自治体間で異なるようだが、現状はどうなっているのか。愛知県状況を教えて欲しい。(耐震診断、家賃補助、改修補助等)

「住民」が偽装マンションの住民を指すのであれば、本県は該当しない。

- 5 確認時に計算の数字だけ見て図面を見ていないのではないか。特に、曲げモーメント図を見ていないのではないか。

当然、構造図も審査の対象であり、構造計算の内容が反映されているかは審査時に確認している。ただし、モーメント図を含めプログラムの大臣認定にあたっては、計算書全体について、第3者が見て、より判断しやすい表現に改めてもらう必要がある。

- 6 欠陥住宅の問題は、実は、構造の欠陥によるものがあるのではないか。

【回答なし】

- 7 建築基準法上の1.0という数値は最低限守るべき数値であり、1.0以上が当たり前と思えるが、このことについてどう考えるか。

【回答なし】

- 8 人生1度の買い物を検査・確認するに当たっての心構えを教えて欲しい。
今度のことは、何が原因で、誰に責任があるのか。被害を受けた住民への対応をどうするのか。従来の建築行政はこれでよかったのか。

検査・確認にあたっては、県民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資するという意識で取り組んでいる。

建築確認・検査は、マンションに限らず、全ての建築物について法令で定められている基準に適合しているかどうか審査している。今回のような構造計算書の偽装により審査の目を欺くことは、現行の建築確認制度（審査範囲及び審査の方法等）では対応できないものであり、制度上の問題であると認識している。

「被害を受けた住民」が偽装マンションの住民の方を指すのであれば、本県は該当しない。

「従来の建築行政」について考えるべき課題は多いと思われるが、少なくとも現在の建築確認制度を前提として運用がされているものであり、制度そのものに欠陥があるとすれば、当然改めていくべきと考える。

- 9 今回出席の皆さんの改善策について提案してもらって、それをそれぞれが評価するようにすることが良いのではないか。

別紙「愛知県の現在の対応策と今後の改善策に関する要望」による。

愛知県の現在の対応策と今後の改善策に関する要望

平成18年1月

1 現在の制度を前提とした、当面の緊急の対応

① 偽装を前提とした再計算を含む構造検証体制の整備

平成18年1月から、構造計算書が添付される確認申請について、県の手による再計算を行い、偽装の有無をチェックする。併せて、構造のモデル化と仮定条件の設定などが、実体に即した構造計画となっているかを詳細に検証する。

このため、県職員2名、構造専門家を含む専任スタッフ3名からなる、新たな構造検証チームを建築指導課内に設置した。

併せて、県内の特定行政庁及び指定確認検査機関に対しても同様の体制整備を求めている。

② 建築士事務所への指導強化と構造設計者の把握強化

県内の建築士事務所の業務内容（意匠、構造、設備の別、主な用途あるいは規模）、構造設計の処理体制（元請け事務所が構造計算を自前で作成しているか、外注しているか）、構造計算の内容の把握状況等について、県に登録されている事務所に緊急調査を実施する。

建築確認時に構造設計を誰が行ったかを表示させる、確認申請上の設計者に構造設計をどう作成したか確認する、などにより構造設計の責任の所在を明確にし、設計者の自覚を促す。

③ 県民の不安解消のための相談窓口の充実

平成18年1月11日（水）から、構造専門家による相談窓口を県内4箇所（建設事務所及び本庁）で開設する。（原則週1日、予約制）

2 要望の基本的視点

（1）基本的なスタンス

1で示した、特定行政庁、地方自治体としてとることのできる緊急措置は講ずるものの、今回の問題が起きた原因が、建築確認制度をはじめとした制度に起因するものであり、今後、制度の見直しを強く要望していく。

（2）要望事項

①責任の明確化

建築物の安全確保については、従来、建築士法と建築基準法により担保されるという前提であった。

建築士法では、建築物の規模により設計できる者を制限し、その設計者の責任の下で設計図書の作成がなされ、設計図書には記名・捺印が行われるよう定めている。今回の偽装は、こうした設計図書の作成過程で行われたことであり、明らかに建築士法違反であり、その責任は設計者にある。

一方、建築基準法における建築確認申請の考え方は、申請書の第1面にあ

るとおり「申請に記載の事項は事実である」ことを求めており、申請者と設計者に悪意が無く、当然に偽装などがされていない申請を前提に、審査を行うこととされている。

今回の偽装がなされた申請図書に対する責任は、当然に申請者と設計者が負うものであり、偽装がなされた申請そのものこそが問題である。こうした、本来の責任問題を明らかにした上で、建築確認制度とその審査の問題を議論すべきである。

②審査の範囲

そもそも建築確認の制度が、建築物の安全性等を行政的に担保しようとするためにあることを考えれば、資格者である建築士の手による設計図書について、一から十まで詳細にチェックし直すことを求めるものではなく、また、現実問題として、時間的制約等からもそのような審査は不可能である。

特に、構造設計に関しては、今回のような構造計算書での偽装を見抜くには、今回検証作業で行ったように、独自に再計算を行うなど、多くの労力をかけない限り難しいと判断している。

大臣認定プログラムの使用にあたって、不正が介在できないような改善はもとより、審査機関が適切な処理体制を取ることができるよう、どこまで実際に審査するのか、審査業務の範囲を具体的に示すとともに、その範囲に応じた処理期間を設定していただきたい。

③建築行政の体制維持

確認申請が指定確認検査機関へ大半がシフトし、特定行政庁の確認申請が激減する中、特定行政庁の確認審査体制は弱体化していかざるを得ない状況となっている。

片や、法律の上では、特定行政庁はどのような申請があっても対応できるような高い処理能力を持つよう求められている。

しかし、実際には、日常的には建築確認の審査業務はわずかであり、このためにそれぞれの特定行政庁が業務能率上無駄な職員を抱える余裕はなく、特定行政庁が組織として技術水準を確保・維持していくことは大変難しい状況となっている。

今の制度で、構造専門技術者を育てることを含め、特定行政庁がその審査水準及び体制をどう維持していけるのかを明らかにしていただきたい。

また、平成17年6月の最高裁決定（自治体の被告適格判断）で明らかになった建築確認制度上の問題も、特定行政庁として絶対に認めることのできない大きな問題である。これは、確認の審査とその行政責任が一体でない限り、指定確認検査機関制度そのものが破綻していると言わざるを得ない。この最高裁決定に従えば、特定行政庁での再審査もやむを得ないと考えざるを得ないが、現実問題として明らかな2重チェックを社会が求めているとは思

えないため、制度そのものの抜本的な見直しを要望する。

3 改善提案

今後様々な改善事項に関して具体的な検討が必要になるが、この改善提案は愛知県の総意というレベルまで検討がされている訳ではなく、すべての領域を網羅するものでもないが、できるだけ具体的な提案を行ない、議論する環境をつくるといった立場から、現時点での提案をまとめたものである。

① 建築確認で申請する範囲の限定

現在の建築確認制度は、集団規定と単体規定という異なる内容について基準に適合するか否かという判断を行っている。このうち特に単体規定については、法令に定める事項だけでは審査ができず、構造で言えば、学会規準、センター指針といった法令上の位置づけが全くない基準により判断されている。

そもそも、法令に基づかない基準を適用する行政処分は、少なくとも行政手続法では想定されていないはずであり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るという近年の行政の流れに反するのは明らかである。これは建築物という多様かつ複雑な物体について、種々の規制内容について具体的な制限をするという建築基準法の持つ宿命的な欠陥であり、これらを全て法文化するのは極めて困難である。

すなわち、建築確認は行政処分としては極めて不安定な環境でなされているのである。

昨今の建築確認にかかる判例を見ると、その争いの元は集団規定にあり、行政的にも集団規定を担保すれば建築確認の役割の大半を果たしているとも言える。

よって、建築確認は集団規定に限って判断することとし、単体規定は確認申請の対象としないなど、確認すべき範囲を限定すべきである。

② 敷地に関する情報の一元化

建築確認の判断上の前提となる、用途地域、道路、敷地等の情報については、現在、市町村によりそのデータ管理状況がバラバラであり、建築確認での統一的な運用に障害がある場合がある。このため、住民基本台帳のように網羅すべき情報を統一した事項で整理し、市町村の責務でこれを蓄積することを義務づける。

その上で、確認申請は、敷地関係の事実調査結果など市町村の調査書を添えたものとする。

③ 単体規定に関する性能の確保のあり方

単体規定については確認申請に含めないものの、設計にあたって、その関係図書を作成し建築主へ提出することを義務づける。個々の基準への適合性につ

いては全面的に設計者が負うようなくみとする。

構造設計についても、設計者の責任で行われるが、建築主あるいは設計者の判断により、第3者による客観的な評価を得たい場合には、これを専門に評価する機関による評価を受けられる制度をつくる。

その評価機関として、現在の指定確認検査機関を活用する。

また、設計者及び評価機関はいずれもその過失について補償責任を負うことになるが、これに対応する新たな保障制度を設け、それぞれが業務に応じた保障制度への加入を義務づける。

④ 審査業務の明確化

①から③の提案内容にかかわらず、いずれの場合であっても、建築確認の審査業務は煩雑であり、その範囲でどこまで審査が必要か明確にすべきである。

指定確認検査機関制度を導入した理由のひとつは、建築確認処分は羈束（きそく）行為であるから、資格者であれば誰が審査しても同じとなるはずであったが、現実には、建築基準法令の運用解釈が統一されていない部分が多い。審査すべき内容を明確にした上で、法律が判断すべき事項は法文で、あるいは法的位置づけが明らかな解説書により判断できるよう審査業務を整理すべきである。

⑤ 罰則の強化

今回の事件での、建築士に対する罰則の適用は、建築基準法の罰金 50 万円と建築士法による免許取り消しだけである。指定確認検査機関も指定取消しか営業停止の処分しかない。

これだけ大きな損失と影響を与えた代償がこの程度であれば、当然抑止力としては不十分である。不法行為が建築主あるいは居住者に与える損失を真に反映する十分な罰則を建築基準法に盛り込む必要がある。

⑥ 建築士の役割確立

建築士の技術力と地位の確保を目的に、建築士会及び建築士事務所協会等のクローズドショップ化を提案する。弁護士に弁護士会があるように、すべての建築士及び建築設計事務所に建築士会等への加入を義務付け、育成プログラム受講の義務化、法令改正、技術情報の伝達等を実施する。

また、建築士会等は独自に会則違反者に対する除名権限を持ち、法令に定めない信用失墜行為に対しても会員を処分できるようにする。

さらに、建築主、施工者からの不当な圧力を受けた会員は、その旨を会に報告することを義務づけ、会はその報告の真偽を確認した上で事実を公表する。これにより、不当な圧力をかける建築主、施工者は事実上、建築業界から閉め出されることになる。